

# リハビリテーション統括調整室について

## 経緯

- リハビリテーション専門職の活躍の場は、医療、介護にとどまらず、予防や健康増進の分野にも拡大。
- 今後、「攻めの予防医療」の具体化に取り組んでいく中で、リハビリテーション専門職が果たす役割は大きい。
- こうした背景を踏まえ、「理学療法士及び作業療法士法」施行後約60年の間での役割の変化等も踏まえながら、制度的な見直しというものが考えられるかどうか、検討していく必要。
- このため、厚生労働省において、省内の関係部局が一丸となり、分野横断的にリハビリテーション政策を進めるため、「リハビリテーション統括調整室」を令和8年5月19日に設置。

## リハビリテーション統括調整室概要

- 医療、介護、障害福祉の垣根を越え、分野横断的にリハビリテーション政策を推進する必要。
- 厚生労働省内で所掌ごとに組織されている関係部局の連携及び調整を図りながらリハビリテーション政策を進めるため、リハビリテーション専門職を有効的に活用し、将来にわたり国民の健康の増進に寄与するリハビリテーションを国家戦略として推進。
- リハビリテーションに関わる施策の総合的な調整に関する事務を所掌する。

## 構成員（敬称略）

室長	大臣官房審議官	江浪 武志
次長	医政局医事課長	中田 勝己
〃	老健局老人保健課長	堀 裕行
〃	保険局医療課長	林 修一郎

その他室員として、地域における介護予防の事業や高齢者の保健事業等を担当する関係部局職員により構成。  
5月19日現在、総勢17名。